

衆議院予算委員会提出資料

2004年2月17日

日本共産党 吉井英勝

北海道警報償費疑惑に関する資料

資料1 原田宏二氏(元釧路方面本部長・警視長)記者会見配布資料

料

資料2 現金出納簿 9年度(9月分) 報償費 旭川中央警察署
(抜粋)

資料3 報償費証拠書 平成7年5月分 旭川中央警察署(抜粋)

資料4 住民監査請求監査結果「別表」(北海道監査委員会)

資料5 訴訟、報道等で告発されてきた「裏金づくり」、不正流用
事件

1 皆さんにお話するに至った理由

これまで、いくつかの社から何回も、元旭川中央署長との理由で取材を受けました。その際、私がお話をするときが来れば、匿名ではない形でした。それまでお待ちいただきたいとお願いをしてきました。また、新聞などでは、現職の人やOBによると思われる内部告発などが報道され、組織内の混乱ぶりが読み取れ、決して道警にとって好ましいことではありません。監査結果が出た現在、それなりの立場にいた者が真実を話すべきときが来たのではと判断しました。勿論、皆さんからその無責任さを指摘されるでしょう。昔の仲間からも裏切り者とのそしりを受けるのでは、あるいは妻が病院通いをしているなど、ずいぶん疊ねましたが、弁護士の方とも相談をして今日に至りました。その理由は次のとおりです。

(1) このままでは、どんどん道警の信頼が失われて行くなかで、現場の警察官やその家族の人はさぞ肩身の狭い思いをしているのではないか。1日も早く現場の警察官が誇りを持って仕事ができるようになってもらいたいと思うのです。そして、今回が道警が更生できる最後のチャンスだと思います。

(2) 少なくとも私が退職した平成7年まで裏金が存在し、しかもそれは組織的に行われていました。従って、今問題になっている旭川中央署の2人の元署長は、かつてともに仕事をした仲間ですが、これは彼らだけが責められる問題ではなく、この仕組みに関与した全組織の幹部やOBも責任を負うべきだと思います。ただ、念のため申し上げますが現在もこうしたことが行われているかどうかは、私には確認できません。

(3) 在職中に地元出身の最高幹部の立場にありながら、保身と甘えと自らの力量不足から改善に積極的に取り組まなかったことに責任を感じ、長い間、後悔の気持ちが続いてました。かつて、道庁などの問題が明るみに出た際、道警のみが追及をのがれましたが、密かに自浄能力を発揮して改善されることを期待していました。しかし、私がそうであったように、現職の皆さんに、真実を語ることを求め、改善を期待することはできないのかも知れません。だとすれば、監査結果が公になった時点でOBの私が事実をありのまま公表しなければと思ったのです。

2 裏金はどのようにして作られていたか

対象は、国費り旅費、検査費、道費の報償費、旅費のほか日額旅費、参考人旅費、などに及んでいました。これらの予算は、四半期（道費は上期、下期？）に一度本部会計課から書面で内示されます。本部各課、警察署など各所属ではその金額（毎年ほぼ同じ）の範囲内で会計課（係）（本部では、経理主幹や庶務係）が毎月これを消化します。その際、領収書などの支出に必要な書類が作ら

れます。その金額に応じた小切手が本部から送られ、会計課が銀行で現金化します。（このあたりの手続は正確ではないかもしれません）これが、裏金として副署長（本部では、管理官、次席など）に渡されます。副署長は、この現金を小型金庫に入れ、裏帳簿で管理します。あるとき、どうしても捜査員を大勢遠方に出張させる必要がある事件捜査で、金庫に現金がなく私の個人口座から預金を引き出し、捜査員に持たせたことがあります。あとから、裏金の中から返済してもらいましたが。なお、消化された裏金は全額が副署長の金庫に入るのではなく、その一部は本部へバックされると聞いていましたが、その割合などは知りません。この間、署長（課長など）は一切決裁をすることはありませんでした。裏金つくりは、いわばヤミの仕事で正規の手順はとらないのです。必要な会計上の書類は全て経理担当者が密かに下書きを作成し、署員（課員）に記入を依頼していました。なお、当時、警察署の各課（係）には、会計処理に必要な用紙は保管されてはいなかったと記憶をしています。必要がないからです。

作られた裏金は、副署長（次席、管理官など）が管理し、署長は月1回裏帳簿に決裁をしてました。先ほど、本部に還流する裏金の存在について説明しましたが補足しておきます。これらの詳細は、副署長、経理担当者と本部会計課のみが承知していたようです。私は、聞いたこともないのです。これに触れるのはタブーであったように思います。一部の新聞に総務課長が裏金の金庫番で各部に上納を指示していたとの記事がありました。私の総務課長時代にはそうしたことを行ったことはありません。また、私が在籍した防犯部には部長経費がありました。おそらく、他の部でも同じではなかったかと思いますが、私は課（隊）長として在籍していただけですから、あえて私の口からは申し上げません。また、いわゆるキャリアの方にも接する立場にもありました。どのように関与されたかについては、それなりの立場でのご判断があるでしょうから、私の口からは申し上げません。防犯部では部の管理官が裏金を管理し、事務は経理主幹が担当していました。部長経費は部内の各課が拠出していました。その用途は、次にお話するものとほぼ同じです。

報償費は、主として捜査活動を行う所属に配分されますが、警ら部門、交通部門などのパトロール活動をする警察官には日額旅費が支給されますが、その一部を所属の運営費（裏金）にするためピンハネしていました。この問題は、釧路時代にある幹部から知らされ、是正しようとしましたが釧路方面だけが全額支給するのは適当でいないとの理由でできませんでした。

3 裏金は何に使われたのか

署長交際費、異動の際の餞別、部内などの懇親会費、冠婚葬祭費、タクシー

チケットの支払い等が主たるもので、本部では、上級官庁や他官庁の接待費や議会対策にも使われていました。防犯部長時代に自ら歳末警戒視察への謝礼の意味で道議会議員を接待した経験がありますが、その費用はどこから支出されていたのでしょうか。その費用が正規の予算によるものであれば記録に残っていると思います。そのほか、警察署では各課（係）には運営費が渡され、緊急事件捜査の際の夜食代や小額の捜査費用などに当てられていたようです。特別に、捜査などで必要となる費用（旅費、報償費など）については、課長などの幹部からの申し出により副署長が裏金の中から現金で渡していました。なお、署員の出張の際に作成されるべき旅行命令簿に私が決裁した記憶もありません。

4 署長などの交際費について

決して、私の行為を正当化するつもりで申し上げるのではありませんが、署長などには交際費が必要でした。一般の警察行政的情報は、部内だけではなく部内部外の非公式ルートの情報がいります。他官庁、民間の会社の方とのお付き合いもありましたし、O.Bの方とのお付き合いや警察に協力していただいている方やマスコミの方とのお付き合いもありました。転勤を重ねるとこうしたお付き合いも増えていきます。年賀状だけでも1000枚以上になりました。当時、予算の上では確かに署長の交際費はなかったと思います。あったとしてもごくわずかでしょう。正規の交際費を受け取った記憶がないからです。組織としては、裏金から支出することに暗黙の了解をしていたことになります。正確な金額は、覚えていませんが旭川中央のときは、毎月5万円前後くらいではなかったかと思います。本部長や部長のときには7~8万円くらいでなかつたかと記憶しています。

5 問題になっている書類について

こうした書類は、監査の際にしか見ることはませんでしたが、様式は同じだと思います。領収書もそうです。私は決裁印を押した経験がないので、おそらく印鑑は経理担当者が押印したのではないかと思います。着任したとき、同じ印鑑が2本作られ1本は自分のデスクに置き日常の決裁用に1本は副署長か経理担当者が保管していたようです。領収書の印鑑は経理担当者が沢山保管しているものなどを使っていました。各所属の担当者間で互いに交換し合っていると聞いたことがあります。名前は、実在の人物は電話帳か何かを、実在しない人は架空だと思いますが、架空の名前を考えるは大変で、時として同じになってしまふとこぼしていたのを聞いたことがあります。

皆さんは、問題の書類は見たのでしょうか。私は、さっと目を通しただけですが、事件名を見るとこんな事件にどんな協力があったのかとすぐには想像が

できませんでした。一つ一つを詳細に検討して使用者などに説明を受けるとすぐ真偽がわかります。

「捜査上の秘密」が問題となっていますが、捜査の秘密を守らなければならないことや関係者の名前が害されないようにしなければならないのは、法令上からも当然です。私の体験では、どうしても名前を伏せなければならないときは、捜査報告書にその旨を明確にしていました。偽名を使うことはありません。そんなことをすれば、捜査自体の信用性が疑われることになります。また、実際に、協力者の存在が外部に漏れ、その方に危害が及びあるいは及ぶ恐れが生じたという経験はありません。仮にそうした問題が生ずるとすれば、むしろ多くの捜査員が関与する捜査の段階での可能性が考えられますが、非公開の会計書類からそれが外部に漏れることは考えにくいと思います。

6 監査対策について

記憶では2回監査を受けたことがあります。1回は、昭和59年ころだと思うのですが生活課長のときに会計検査院の、2回目は旭川中央か西署のときだと思いますが、道監査を受けた記憶があります。いずれも、何の指摘を受けませんでした。監査の対象は、先ほどの書類のほか監査用の出勤簿（2重帳簿）、旅行命令簿などで、捜査書類などは対象ではなかったし、最初から署員などの面接調査はしないということになっていました。道の監査は、形式的で、署長は監査委員に署に関する概況説明をするだけで自分で準備らしいことをした記憶がありません。国の監査は大変で、書類の付け合せ、会計の証拠書類に見合った～言葉は悪いですが～架空の事件をデッチアゲ、そのメモ書きの作成などに数ヶ月かかりました。その間、警察庁や本部会計課の予備検査が行われましたが、普段は見たこともない書類の名称を覚えたり、正規の決裁の手順を知るため何回も予行演習までした記憶があります。

7 領収書に偽名を使うことについて

私は聞いたことはありません。こうしたケースでは、書類に「領収書の提出を拒否した」と記入されていたと思います。仮に、偽名を使う旨を口頭で報告させるとすると書類上何も残らず、後の署長が監査を受ける際に説明ができません。署長が交代後にも監査があるので明らかにして置かないと説明ができないのではないですか？私の体験では、報償費を正規に支出したことは一度もないのにそんな報告は受けたこともないのです。実際、こうした書類はなかったと記憶しています。

8 いつから始まったのか

こうした問題を耳にしたのは、昭和33年ころの札幌中央署です。出勤簿にまるで囲んだ「出」という印が押してあるので先輩に聞くと「あれは空出張」だと教えてもらったのが最初です。かなりおおっぴらにやられていたのです。その後、数多くの転勤をしましたが全ての所属で同じことが行われていたのは紛れもない事実です。時には、ニセ領収書などを命じられるままに作り、茶封筒入りの現金を受け取っていました。～当時「茶封筒」～と呼んでいました。錢別も貰いました。そして、階級が上がるに従って受け取る額も増えていったのです。

こうした仕組みは、私が道警に入る前から続いていたものと思われ、その始まりのこととは知る由もありません。在職中のことを考えると、昔は、警察に協力するのは当然という考えが支配的であり、警察にも当時は情報を買うという発想は警備公安警察以外には乏しく、優秀な捜査員は、畑と称する自腹の協力者を持っていました。しかし、時代の変化と捜査対象の変化が進むにつれてそうしたことでは次第に情報が取れなくなっていました。しかし、すでにこうした費用が別の目的に使用されるシステムができあがり、現場にまでは報償費が充分下りていかないことになりました。その上、協力者を組織的に管理するシステムが確立されず、これを使う能力のある捜査員も育てていかなかつたのではないかでしょうか。私は、稲葉元警部の問題は、単なる個人の過ちだけではなく、こうした点にも要因があったと考えています。かつての優秀な現場の部下達が、命を絶ち、病に倒れ、職を失い、重い処分を受けました。

警察署員は、日常の仕事に追われ協力者を作る余裕などはなかったのが実情でしたし、正当な報償費などは受け取っていないはずです。事件、事故があれば、十分な超過勤務手当でもないのに文句も言わずに働いてくれました。

新聞によると最近は報償費が執行されずに余っているようですが、(仮に現在、これが適正に使われているとすればですが?)これを裏付けているように思うのですがどうでしょうか。逆に、8~9割を執行しているとすれば、首を傾げたくなりますがどうでしょうか。

9 道警に期待すること

私は、この問題が出てから、本部長が議会で質問に顔をそむける姿をテレビで見てとても正視できませんでした。総務部長は、かつて、ともに仕事をした仲間ですが、立場上彼が世間の常識では通用しないであろう答弁をしているのを聞き、気の毒で、先輩として申し訳なく思いました。私の発言で彼が苦しい立場になるではと心配ですが、道警の更生のため努力して欲しいと願っています。

かつて、こうした問題を内部に抱えながらも、道警では毎年重点目標を決め

ていました。その基本は「道民の期待と信頼に応える」ことにありました。しかし、現在は空々しいものに感じます。

4月には、新人が警察学校の門をくぐります。時代は変わっても警察官を志す若者は「社会正義のため」と希望に燃えていることでしょう。かつて、私もそうでしたように。しかし、38年の間に手を汚してしまいました。「社会正義のため」と若者に話すことはできません。

私は、現在はこうした不正行為が行われていないことを祈っておりますが、少なくとも過去にこうした行為が組織的に行われていたのは事実で、それが今回明るみに出た以上、私たちOBと現職幹部はその事実を認め、道民に謝罪しなければならないでしょう。そして、かつて、道庁などの問題に際し、その現職とOBの人たちがそれを返済したことを見習うべきではないでしょうか。組織に人格はありませんが、その構成員あるいは構成員であった我々にはあります。私に続いてくれる人が1人でも多いことを願っています。

平成16年2月10日

原田 宏二

経歴

原田 宏二 昭和 12 年 12 月 18 日生 (66 歳)

昭和 32.4 道警入り

33.4～札幌中央、室蘭、遠軽、北本刑事、札幌中央、捜査 1 課、岩見沢、
旭川本部防犯

50.4 警察庁防犯課出向、山梨、熊本捜査二課長

57.3 道警復帰～機動捜査隊長、生活課長、警務部首席管理官、厚生課長、
総務課長、西署長

平成元年 3 警視正昇任 警務課長

2.3 旭川中央署長

3.10 防犯部長

5.10 鉄路方面本部長

6.2 警視長昇任

7.2 退職

9 年度

現 金 出 納 簿

報 償 費

旭川中央警察署

9月分報償費総括表

報償費取扱者

官職 聲視正 氏名 舞良昭宏 ㊞

前月より繰越額	1,010 円
本月受入額	240,000 円
本月支払額	232,500 円
残額	8,510 円
前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額(△)	0 円
本月概算交付し、翌月に精算した結果の返納額(△)又は追給額	0 円

平成 7 年度

平成 7 年 5 月分

報償費証拠書

表紙を除き

57 枚

旭川中央警察署

5月分 奉公費 総括表

取扱者 旭川中央警察署長

官職警視正 氏名 島 満廣



前月より繰越額	4,290 円
本月受入額	290,000 円
本月支払額	286,510 円
残額	2,280 円
前月末未精算額を本月精算した 結果の返納額又は、追給額 (△)	0 円
本月概算交付し翌月に精算した 結果の返納額 (△) 又は、追給額	0 円

料4

別表(注一部置換え、省略)

請求日	請求警官名	当時の階級	金額	報償費名目	領收書	協力者名	協力者住所
1 H7.5.1	警1	警部補	¥5,000	情報提供謝礼	有	協1	札幌市
2 H7.5.2	警2	警部補	¥20,000	窃盗事件情報提供謝礼	有	協2	旭川市
3 H7.5.2	警3	警部補	¥10,000	軽犯罪法違反事件情報提供謝礼	有	協3	旭川市
4 H7.5.8	警4	警部補	¥10,000	道交法違反事件情報提供謝礼	有	協4	旭川市
5 H7.5.8	警3	警部補	¥10,000	軽犯罪法違反事件情報提供謝礼	有	協5	旭川市
6 H7.5.9	警5	警部補	¥10,700	道交法違反事件情報提供謝礼	有	協6	旭川市
7 H7.5.10	警6	警部補	¥4,400	軽犯罪法違反事件情報提供謝礼	有	協7	旭川市
8 H7.5.11	警7	警部補	¥30,000	道交法違反事件情報提供謝礼	有	店1から購入	旭川市
9 H7.5.15	警8	警部補	¥10,000	窃盗事件情報提供謝礼	有	協8	旭川市
10 H7.5.15	警9	警部補	¥10,000	窃盗事件情報提供謝礼	有	協9	旭川市
11 H7.5.15	警10	警部補	¥10,000	元春防止法違反事件情報提供謝礼	有	協10	旭川市
12 H7.5.15	警11	警部補	¥10,000	元春防止法違反事件情報提供謝礼	有	協11	旭川市
13 H7.5.16	警12	警部補	¥10,000	元春防止法違反事件情報提供謝礼	有	協12	旭川市
14 H7.5.17	警13	警部補	¥30,000	元春防止法違反事件情報提供謝礼	有	協13	旭川市
15 H7.5.18	警14	警部補	¥20,000	元春防止法違反事件情報提供謝礼	有	協14	旭川市
16 H7.5.22	警15	警部補	¥10,000	元春防止法違反事件情報提供謝礼	有	協15	旭川市
17 H7.5.22	警16	警部補	¥5,710	窃盗事件情報提供謝礼	有	協16	旭川市
18 H7.5.23	警17	警部補	¥10,000	窃盗事件情報提供謝礼	有	協17	旭川市
19 H7.5.25	警18	警部補	¥30,000	窃盗事件情報提供謝礼	有	協18	旭川市
20 H7.5.29	警19	警部補	¥10,000	窃盗事件情報提供謝礼	有	協19	旭川市
21 H7.5.30	警20	警部補	¥20,000	窃盗事件情報提供謝礼	有	協20	旭川市
22 H9.9.2	警21	警部補	¥10,000	横領事件情報提供謝礼	有	協21	旭川市
23 H9.9.2	警12	警部補	¥20,000	横領事件情報提供謝礼	有	協22	旭川市
24 H9.9.3	警13	警部補	¥20,800	横領事件情報提供謝礼	有	協23	旭川市
25 H9.9.4	警14	警部補	¥10,000	銃刀法違反事件情報提供謝礼	有	協24	旭川市
26 H9.9.12	警15	警部補	¥10,000	銃刀法違反事件情報提供謝礼	有	協25	旭川市
27 H9.9.12	警16	警部補	¥20,700	銃刀法違反事件情報提供謝礼	有	協26	旭川市
28 H9.9.17	警17	警部補	¥20,000	銃刀法違反事件情報提供謝礼	有	協27	旭川市
29 H9.9.17	警18	警部補	¥21,000	青少年保護育成条例違反情報提供、接触費700円	有	協28	旭川市
30 H9.9.24	警19	警部補	¥10,000	青少年保護育成条例違反情報提供、接触費700円	有	協29	旭川市
31 H9.9.24	警20	警部補	¥20,000	青少年保護育成条例違反情報提供、接触費700円	有	協30	旭川市
32 H9.9.26	警21	警部補	¥10,000	青少年保護育成条例違反情報提供、接触費700円	有	協31	旭川市
33 H9.9.29	警22	警部補	¥20,000	青少年保護育成条例違反情報提供、接触費700円	有	協32	旭川市
34 H9.9.29	警21	警部補	¥10,000	青少年保護育成条例違反情報提供、接触費700円	有	協33	旭川市
合計			¥499,010	道路交通法違反事件情報提供謝礼	有	協34	旭川市
				道路交通法違反事件情報提供謝礼	有	協35	旭川市

資料5

訴訟、報道等で告発してきた「裏金づくり」不正流用事件

- 1984年、元警視監の松橋忠光氏が著書で、県警本部の部長時代、給料の7~8倍のヤミ手当、転任時、給料の数倍から数十倍の餞別、それらの原資がカラ出張やカラ手当、裏金作りは全警察組織で行われていることを指摘。
- 1996年、愛知県警の十数年分の裏帳簿、旅行命令簿、伝票類のコピーを入手し、この問題を新聞が報道。
- 1996年、長崎県警の警部補がカラ出張にからんで架空の領収書や経費明細書を作った事実を暴露。
- 1996年、警視庁赤坂署で、呼び出される参考人名義によるカラ日当支払いを暴露。44人にうち37人が実存していないと主張。当時の署長が全額を返金。
- 1998年、熊本県警OBがみずから作成していた裏帳簿を公開し報道。
- 1999年、警視庁銃器対策課が捜査協力費を受け取ったとして、支払い精算書や領収書に名前を使われたとして損害賠償をもとめた。03年3月東京高裁は原告主張をみとめ、04年1月最高裁判所で確定。
- 1999年、元警視庁荏原署巡查部長黒木昭雄氏が、著書でキャリアの腐敗の数々、警察組織の不正・腐敗、偽領収書、超過勤務手当のピンハネなど、裏金づくりの実態を内部告発。
- 2000年、元警視庁経理担当大内顕氏が、警視庁機動隊の出張旅費の裏金づくりなどを著書で告発。
- 2003年、高知県警が国費捜査費を警察庁に申請するさい、架空の協力者をしたてて書類を偽造していたことを報道。